

提案内容評価要領

1 評価の考え方

京都市市税事務所等の受付窓口及び電算データ入力の運營業務委託の受託候補者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり企画評価点と価格評価点から算出される総合評価点をもって判定する。(評価点は平均方式(四捨五入)を採用する。)

なお、企画評価点については、誤処理等の防止策の効果的提案や、電話応答率などの市民満足度に直結するような事項には特に傾斜配点している。

(1) 企画評価点(780点)

別紙4「提案内容評価表」に基づき、以下のとおり採点する。

ア 評価区分と配点

- (ア) 業務実績・・・90点
- (イ) 運営体制・・・250点
- (ウ) 業務運営・・・350点
- (エ) 業務計画・・・90点

イ 採点方法

企画提案書の内容を、評価区分ごとに評価し、提案内容が仕様書の要件を満たさず、業務遂行に影響がある場合は評価段階1として減点し、仕様書の要件を満たしている場合は、評価段階2として基礎点を付与。

また、業務遂行上、仕様書を上回る提案であり、特定業務の品質向上、効率化又は事故防止に明確な効果が認められる場合に評価段階3として加点し、業務遂行、仕様書を上回る提案であり、複数業務にわたり品質向上、効率化又は事故防止に大きな効果が認められ、業務全体の安定運営に資すると認められる場合は評価段階4として加点する。

なお、基礎点からの減点や加点については、評価区分ごとに以下(ア)～(ウ)のとおりに採点し、評価区分ごとの点数の合計点を企画評価点とする。

また、個別の評価区分の点数が0点未満の場合は、当該評価区分の点数は0点とする。

(ア) 基礎点から減点する場合

※ 評価区分「運営体制」(コンプライアンス)及び「業務運営」(処理誤り等防止対策、危機管理方法)

この評価区分は、委託業務を履行するうえで特に重要な要素を含んでおり、仕様書の要件を満たさない事項が一つでもあれば業務遂行に著しい影響を及ぼすた

め、評価区分全体の点数を0点とする。

※ 評価区分「業務実績」

「受託実績」…実績がなければ減点する。

「財務体質」…自己資本比率については、10%未満であれば減点し、経常利益については、直近3事業年度のうち2事業年度以上赤字があれば減点とする。

※ 上記以外

個別の「評価項目」の「提案書記載事項」で、仕様書の要件を満たしておらず、業務遂行に影響があると判断される場合は減点する。

(イ) 基礎点に加点する場合

※ 評価区分「運営体制」、「業務運営」及び「業務計画」

この評価区分は、提案内容が仕様書の要件を上回る提案の場合、2段階の加点をする。

※ 評価区分「業務実績」

「受託実績」…類似業務の実績があり、その人口規模（都道府県、政令指定都市）又は契約期間の長さに応じて2段階の加点をする。

「財務体質」…自己資本比率については、30%以上であれば加点し、経常利益については、直近3事業年度のいずれも赤字がなければ加点する。

(ウ) 追加提案が示されなかった事項

※ 追加提案を求めている事項について、追加提案がないことをもって減点はしない。

(2) 価格評価点（50点）

見積額を基に、以下の内容により加点する。

各年度の見積額の総額を、各年度の評価基準価格の総額と比較して、1%安価であるごとに5点を加点する。10%以上安価である場合は、一律に50点とする。また、著しく低価格の場合は、履行可能性を審査する。

ただし、1箇年度でも評価基準価格を上回る見積額がある場合は、失格とする。

(3) 上記（1）と（2）の点数を合計したものを総合評価点とする。

ただし、総合評価点が基礎点の合計点（450点）を下回る場合は、失格とする。

2 総合評価点が最も高い者が2以上あるとき（同点）の対応

(1) 企画評価点に高低がある場合

企画評価点が高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。

(2) 企画評価点が同じ場合

企画評価点（平均方式）の四捨五入を小数点第2位に変更して、企画評価点が高いものを受託候補者（第一交渉権者）とする。